公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成26年7月30日　盛岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第3号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成25年第1号

2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成26年7月30日

3　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（13円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

4　この公告に関する問合せ先

〒020―0023　岩手県盛岡市内丸8番20号

盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号019―622―6195（内線241）

5　その他

⑴　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（盛岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。

⑵　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

イ　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

⑶　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（盛岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成26年8月29日までに九州財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21491000423②有限会社黒岩自動車③黒岩　健次④宮崎県宮崎市清武町加納1―52―2

平成26年7月30日

九州財務局長　小原　昇

解散命令公告

別表の左欄に掲げる事業協同組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第3項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成26年7月30日

北陸地方整備局長　野田　徹

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
北陸住宅宅地事業協同組合 石川県金沢市入江二丁目180番地（土井ビル内）	中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から6箇月以内に国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成26年（家）第71398号

東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座DTビル4階

申立人　千葉　道則

本籍東京都品川区南品川5丁目188番地、最後の住所東京都品川区南品川5丁目8番13号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成25年11月13日、出生の場所東京府東京市本所区、出生年月日大正12年3月9日、職業無職

被相続人　亡　大巴　ウメ

催告期間満了日　平成27年2月27日

東京家庭裁判所

平成26年（家）第71402号

東京都新宿区新宿1―10―2渡辺ビル2階

廣川・松井法律事務所

申立人　廣川理惠子

本籍東京都板橋区大山西町56番地、最後の住所不詳、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日昭和58年6月26日、出生の場所東京市板橋区、出生年月日昭和10年2月13日、職業不詳

被相続人　亡　宮田德太郎

催告期間満了日　平成27年2月27日

東京家庭裁判所

平成26年（家）第71404号

東京都千代田区麹町3丁目12番7号麹町エイチティーズビル5階　佐藤三郎法律事務所

申立人　佐藤　三郎

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目26番、最後の住所東京都杉並区西荻北3丁目12番13―705号、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成24年10月25日、出生の場所東京府東京市豊島区、出生年月日昭和13年11月28日、職業無職

被相続人　亡　柏山　征恒

催告期間満了日　平成27年2月27日

東京家庭裁判所

平成26年（家）第71406号

東京都港区六本木1―7―27全特六本木ビル5階東京六本木法律特許事務所

申立人　早稲田祐美子

本籍東京都江東区大島1丁目84番地、最後の住所東京都江戸川区南小岩2丁目15番28号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成25年11月6日、出生の場所東京市深川区、出生年月日昭和2年4月18日、職業無職

被相続人　亡　設樂　道子

催告期間満了日　平成27年2月27日

東京家庭裁判所

平成26年（家）第1910号

名古屋市中区丸の内1丁目17番19号　キリックス丸の内ビル4階　山浦法律事務所

申立人　山浦　和之

本籍愛知県春日井市春見町7番地、最後の住所愛知県春日井市気噴町北2丁目129番地、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日平成24年12月6日、出生の場所新潟県北魚沼郡吉谷村、出生年月日大正15年8月15日、職業無職

被相続人　亡　柳田　三郎

催告期間満了日　平成27年2月16日

名古屋家庭裁判所